

官民競争入札等監理委員会 第 49 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 49 回官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時：平成 21 年 6 月 16 日（火）15:30～17:05

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 審 議

議題 1 実施要項案及び契約の変更について

・国民年金保険料収納事業

議題 2 公共サービス改革基本方針決定案について

議題 3 各府省の見直し案聴取に向けて

3. 閉 会

<出席者>

(委 員)

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、野原委員、前原委員、森委員、渡邊委員

(事務局)

佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、関参事官、森山参事官、森丘参事官、山谷企画官

○落合委員長 それでは、第 49 回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日の議題は議事次第にありますとおりですが、そのうち議題 2. 以降につきましては、委員同士による率直かつ自由な意見交換というものを確保するために「官民競争入札等監理委員会運営規則 5 条」に基づきまして、会議を「非公開」にさせていただきます、後日その議事要旨を公開するということにいたしたいと思います。

最初の議題ですが、社会保険庁の「国民年金保険料収納事業」の実施要項案と「平成 19 年度事業の第 3 期及び平成 20 年度事業の第 2 期における要求水準の見直し」に伴う契約の変更ということですが、この件につきまして、本委員会で議を行うということにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 異存がないようですので、そのようにさせていただきます、審議に入りたいと思います。

本件につきましては、これまで入札監理小委員会で審議をしていただいております。その主査であります榎谷主査の方から審議の御経過につきまして、御報告をお願いいたします。

○榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。資料 1—1 に基づいて説明したいと思います。

今、委員長から御説明ありましたように、平成 19 年度事業の第 3 期及び平成 20 年度事業の第 2 期について要求水準とか最低水準などを見直しましたということでございます。

平成 21 年度 10 月開始事業の実施要項につきましては、まず、1 ページの「1. 要求水準（実施要項 3～7 頁）」でございます。

【論点】といたしましては、納付督促業務の要求水準ですけれども、これまでは滞納者を対象とした督促納付月数としていたのですけれども、国民年金保険全体の納付率を上げるためなのでということで、納付期限内の納付も含めた総納付月数としたいと社会保険庁が言ってきたわけですが、これが妥当かどうかということの議論をいたしました。

【対応】といたしましては、事業者の督促対象外であります期限内納付月数の減少が、事業者の不利益となるのは妥当ではないという判断から、期限内の納付月数は要求水準から除くということにいたしました。

「(2) 免除等申請手続の勧奨業務について」でございますけれども、これにつきまして、21 年度から新たに免除等の申請業務の勧奨業務について、要求水準だとか最低水準を設けたいというような、社会保険庁の意向であったのですが、これが妥当かどうかということですが、【対応】といたしまして、事業者が勧奨業務の実績を上げるために要求水準の設定が必要と判断したということで、妥当と判断をしました。

「2. 委託費の支払い（実施要項 6～8 頁）」でございますが、口座振替等の獲得業務については成功報酬としていたのですけれども、なかなか効果がないということで、21 年度からは要求水準を設定するということにしたいという社会保険庁の意向だったのですが、これが妥当かどうかということの議論をいたしました。

【対応】といたしましては、口座振替等を事業者が獲得するための必要な人数というのは、相当の人数を投下しなければいけないのではないとか、作業のボリューム量とか、これはコストに反映いたしますので、あるいは適切な情報開示ができていないということとか、リスクが事業者にと

って非常に高まるからという懸念がございまして、結果的には要求水準は設けずに、成功報酬と加算措置を設定したと、成功報酬は 1,500 円です。それから、加算措置として納付月数 12 か月相当に当たるといところで設定することにいたしました。これは今までよりも効果が望めると判断をいたしましたことであります。

「3. 総合評価基準（実施要項 別紙 3）」でございますけれども、加点の割合を大幅に増やすということで、それに伴い設定された評価項目とか配点は妥当かどうかということでございますが、これは加点の割合を増やすことに伴いまして、配点が特定の大項目に大きく偏っていましたので、これを細分化していただくということで細分化いたしました。

Ⅱの方の平成 19 年度事業の第 3 期及び平成 20 年度事業の第 2 期でございますけれども、この要求水準等の修正についてでございますが、これにつきましては、被保険者の減少に伴う必要な修正をいたしましたということでございます。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの樫谷主査からの御報告のとおり、本委員会として了承ということによりましょうか。

（「はい」と声あり）

○落合委員長 異存がありませんので、公共サービス改革法第 14 条第 5 項の規定によりまして付議されました実施要項案、及び同法 21 条 2 項の規定により付議されました契約の変更、この両方につきまして、監理委員会としては「異存はない」ということにいたしたいと思えます。

そうしますと、これから議題 2 以降に入りますが、先ほど冒頭で申し上げましたように非公開審議に移りたいと思えます。したがって、傍聴の方は御退席をお願いいたします。

（傍聴者 退室）